

## 日本血管外科学会認定血管内治療医制度施行細則

### (諸費用)

#### 第1条 諸費用を以下に定める。

1. 血管内治療医の審査料 11,000 円、認定料 11,000 円、更新料 5,500 円、更新猶予申請料 3,300 円とする。
2. 既納の諸費用は返却しない。

### (認定期間および認定証の発行)

#### 第2条

1. 「日本血管外科学会認定血管内治療医制度規則」第2章第3条第1項の規定による認定者には、理事会承認日を認定日とし認定証を発行する。

### (審査)

#### 第3条

1. 書類不備及び提出症例の不足等による申請の再提出は、一度に限りこれを認める。当該再提出において、再度、書類・症例等の不備があった場合は、当該申請はこれを取り消し、その後1年間は申請を認めない。  
以降、再申請に際しては、改めて申請料の支払いを要する。

**附則1** この規則は、平成21年会務総会承認時から施行する。

**附則2** この規則は、平成25年2月27日より改正する。

**附則3** この規則は、平成28年5月25日より改正する。

**附則4** この規則は、平成30年5月23日より改正する。

**附則5** この規則は、令和元年6月20日より改正する。

**附則6** この規則は、令和6年5月29日より改正する。